

○ 地方独立行政法人筑後市立病院情報ガバナンス基本方針（プライバシーポリシー）

令和8年3月27日

規程第54号

地方独立行政法人筑後市立病院（以下「法人」という。）は、患者の権利保護と信頼される医療の提供及び高度な医療DXの推進を組織の最優先課題と位置づける。

法人は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）及び関連する行政指針を遵守し、以下のとおり情報資産の適正な管理と保護に努めることを宣言し、これを法人のプライバシーポリシーとして定める。

1. 個人情報の適正な取得

法人は、診療、看護、医療事務、地域連携及び相談支援等の業務に必要な範囲で、適正かつ公正な手段により個人情報を取得する。

特に要配慮個人情報については、法令に基づく場合を除き、本人の同意を得て取得する。

2. 利用目的の明示と制限

取得した個人情報は、以下の目的及び別途公表する「利用目的一覧」の範囲内でのみ利用する。

- ・ 質の高い医療、看護及びリハビリテーション等の提供
- ・ 医療保険事務並びに会計及び請求業務
- ・ 地域連携並びに退院及び相談支援
- ・ 医療安全の確保、感染対策及び医療の質の改善
- ・ 法令に基づく行政機関等への届出及び報告

3. 第三者提供の制限

法人は、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく個人データを第三者に提供しない。

なお、マイナンバー法に基づき取得した特定個人情報については、同法が定める場合を除き、第三者に提供しない。

4. 組織的な安全管理措置の実施

法人は、情報の漏えい、滅失、毀損及びサイバー攻撃等の脅威を防止するため、以下の体制の下で厳格な安全管理措置を講ずる。

- (1) **組織的安全管理** 法人の業務を総括する理事長の下、実務上の最高責任者（CIO）として事務局長を配置し、情報資産を一元的に管理・統括する体制を整備する。本体制における具体的な責任及び権限は、「地方独立行政法人筑後市立病院情報ガバナンス基本規程」（令和8年規程第55号）において定める。
- (2) **人的・物理的安全管理** 全職員への定期的な教育の実施並びに情報資産を取り扱う区域の入退室管理及び機器の制限を徹底する。
- (3) **技術的安全管理** 電子カルテ等の強固なアクセス制御、不正アクセスの監視及びシステム障害時の事業継続計画（BCP）を策定する。

5. 患者の権利（診療情報の開示・訂正・利用停止）

法人は、患者が自らの診療情報を知り、医療に参加する権利を尊重する。診療記録等の開示請求並びに保有個人情報の訂正及び利用停止の申し出については、法令及び法人の定める手続に基づき、誠実かつ迅速に対応する。

6. 継続的改善

法人は、情報ガバナンス委員会を設置し、情報の管理状況を定期的に点検及び監査することで、この方針及び内部規範を継続的に見直し、最適な情報保護体制を維持する。

付 則（令和 8 年 3 月 27 日 議決）

この方針は、議決の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。